

医師免許取消を求める署名のお願い

富士見産婦人科病院被害者同盟

代表 小西熱子

最高裁は去る7月13日、富士見産婦人科病院事件の民事裁判で勤務医4人の上告を棄却しました。「犯罪的な医療」と断じた被害者勝訴の判決がここに確定いたしました。長い裁判でしたが、皆様のご支援のおかげでこの日を迎えることができました。

ほんとうにありがとうございました。

裁判は終わりましたが、事件が提起した多くのことが解決を見ないまま現在に至っております。なかでも、営利のために不必要な手術をした富士見病院の医師たちが誰1人として医師免許を取り消されることなく、元院長に至っては現在も所沢市内でクリニックを営業されているという事実は、医師に対するあまりにも甘い行政の対応を浮き彫りにしているといえます。

事件が発覚した1980年9月、被害者がまず第1に望んだことは「富士見病院の医師に2度と医療に携わってほしくない、携わるべきではない」ということでした。その思いは今も少しも変わりません。医師への刑事罰を求める私たちに、検察庁は「病院という特殊な場での刑事立件は困難」として傷害事件を不起訴処分にしてしまいました。また厚生省（当時）は、民事上の争いだからという理由をつけて、処分に少しもきちんと向き合おうとはしませんでした。

元院長北野千賀子医師については1審判決が確定した1999年、あらためて処分を求めましたが、「刑事判決で有罪になったわけではないから」との理由で処分は見送られました。ところが、2002年12月になって厚労省が『医師及び歯科医師に対する行政処分のあり方について』を公表し、初めて「刑事事件とならなかった医療過誤についても、医療を提供する体制や行為時点における医療の水準などに照らして、明白な注意義務違反が認められる場合などについては、処分の対象として取り扱う」と明言したのです。

23年にも渡った裁判で明らかになったのは、富士見病院が組織的に不必要な手術を繰り返し、暴利をむさぼっていたということです。ミスではなく故意にこのようなことをお

こなつた医師たちに何の処分もせずにいることは、患者のために日々診療を続けている多くのまじめな医師がいるにもかかわらず、医療全体への不安を増大させるものです。

判決が確定した今こそ、元院長と勤務医 5 人をきちんと処分して、『考え方』を実効性のあるものにしていくべきだと考えます。

「富士見産婦人科病院元医師らの免許取消を求める署名」にご理解とご賛同いただきたくよろしくお願ひいたします。

集約日                    2004 年 11 月末日

送付方法                郵便かファクスでお願いします。

送り先                    郵便番号 359-0044 所沢市松葉町 2 7 - 5 大野方

富士見産婦人科病院被害者同盟

TEL・FAX   0 4 - 2 9 5 4 - 5 2 2 3